

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 様

受付番号#

議題1

平成24年〇〇月〇〇日

福 島 県

福島県立医科大学

(案)

甲状腺検査の結果についてのお知らせ

この度は、私どもが実施した「甲状腺検査」をお受けいただきましてありがとうございました。

今回の甲状腺超音波検査の結果について、慎重に診断を行い、次のとおり判定しましたのでお知らせいたします。

なお、次回の検査は、平成26年度以降に実施いたします。今回、異常がみられなかった方も受診されることをお勧めします。

今後も、県民の皆様の健康を見守るため甲状腺検査を継続して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(A1) 異常は見られませんでした。

(A2) ①小さな(5.0mm以下)の結節(しこり)を認めましたが、二次検査の必要はありません。

②20.0mm以下の嚢胞(液体の入っている袋のようなもの)を認めましたが、二次検査の必要はありません

③小さな(5.0mm以下)の結節(しこり)と、20.0mm以下の嚢胞(液体の入っている袋のようなもの)の両者を認めましたが、二次検査の必要はありません。

(B) 二次検査をお勧めします。なお、二次検査の実施につきましては、別途お知らせします。

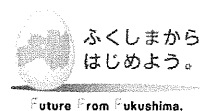
(C) 甲状腺の状態等から判断して、ただちに二次検査を受けていただくことが必要です。

※ 結果について、詳しくは裏面の解説をご覧ください。

※ このお知らせは、後日お送りする「健康管理ファイル」に記録・保存していただくこととなりますので、大切に保管されるようお願いいたします。

※ 本紙を三つ折りにして窓開き封筒にて郵送

甲状腺検査の結果についての説明



福 島 県
福島県立医科大学

今回、検査結果を受け取られた方は、引き続き、次回（平成26年度以降）の検査も受けられることをお勧めします。

(A1)と判定された方及びその保護者の皆様へお伝えします。

異常は見られませんでした。二次検査の必要はありません。

(A2)と判定された方及びその保護者の皆様へお伝えします。

小さな結節（しこり）や^{のうぼう}嚢胞（液体が入っている袋のようなもの）※の場合は、通常、二次検査の必要はありません。詳細については別紙をご参照ください。

※5mm以下の結節（しこり）や、または20mm以下の^{のうぼう}嚢胞（液体が入っている袋のようなもの）は、現在の診断基準から、二次検査で細胞診をする必要はないとされています。

(B)二次検査を勧められた方（※）及びその保護者の皆様へお伝えします。

二次検査の対象となった皆様の大部分は良性の結節（しこり）であることが予想され、以前から存在していた可能性が高いと考えられます。念のため二次検査（詳細な甲状腺の超音波検査、血液検査、尿検査）を行います。なお、必要があれば甲状腺細胞診検査を行う場合があります（詳しくは別紙をご覧ください）。

(C)二次検査を直ちに受けていただく方（※）及びその保護者の皆様へお伝えします。

甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を受けていただくことが必要です。場合によっては、福島県立医科大学から連絡いたします。

※（B）および（C）と判定された方へ

原発事故による放射線の影響で、小児の甲状腺にしこりができたのではないかと心配されている方もいらっしゃるかとは思いますが、今回の検査はあくまでも現在の甲状腺の状態を把握するためのものです。

以上のことから、二次検査が必要ということが放射線による影響が甲状腺に現れたということではありません。

「基本調査問診票」の提出はお済みでしょうか？

基本調査は、各個人が受けた被ばく線量を把握し、皆様方の健康を長年にわたり見守るための基礎資料となる大切なものです。また、甲状腺検査のフォローを行っていく上でもとても大切ですので、是非ご記入の上、返送して下さるようお願いいたします。

【甲状腺検査に関するお問い合わせ先】

福島県立医科大学
放射線医学県民健康管理センター（県民健康管理調査事務局）
電話番号 024-549-5130（9:00～17:00 土日祝日を除く）

甲状腺検査の結果についての説明（別紙）

議題1

（A2）判定には以下のものが含まれます。

- ①小さな（5.0mm以下）の結節（しこり）
- ②20.0mm以下の嚢胞（液体の入った袋のようなもの）
- ③上記の両者を認めるもの

①小さな（5.0mm以下）の結節（しこり）

5.0mm以下の結節は非常に小さく、また、長期の経過観察でも増大することは非常にまれであることが分かっています。このことから現在の診断基準から二次検査の必要はございません。次回（※）の甲状腺検査を受けていただくことで十分と考えます。

②20.0mm以下の嚢胞（液体の入った袋のようなもの）

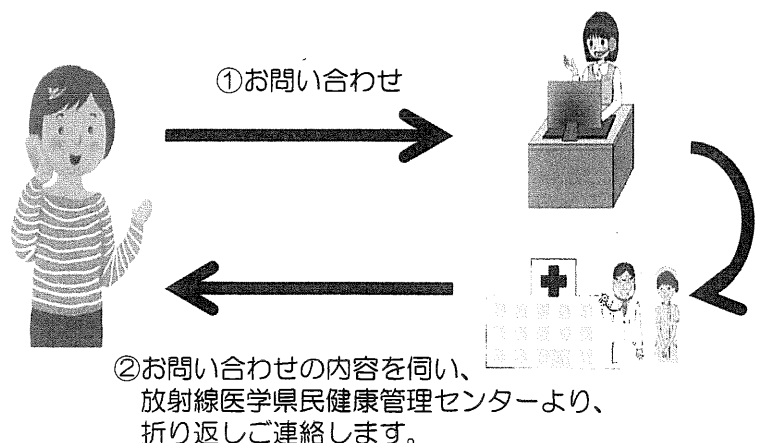
嚢胞は液体の入った袋のようなものであり、多くの人に認めます。非常に大きな嚢胞の場合、のどに圧迫感を感じることもあり、中の液体を抜く場合がありますが、今回の検査においては20.0mm以下の嚢胞ですので、そのような処置や二次検査の必要はございません。次回（※）の甲状腺検査を受けていただくことで十分と考えます。

③上記の両者を認めるもの

小さな結節（しこり）と嚢胞（液体の入った袋のようなもの）の両者を認めますが、上記①②の説明どおり、二次検査の必要はございません。次回（※）の甲状腺検査を受けていただくことで十分と考えます。

※ 甲状腺検査は今後、平成26年4月以降、20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに継続して検査を行い、長期的に皆様の健康を見守ってまいります。

なお、今回の検査結果について万が一、甲状腺（のど）の部分急速に大きくなったりした場合には、甲状腺検査の結果についての説明に記載されている連絡先までお問い合わせください。



議題2

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号
〇〇 〇〇 様

受付番号#

平成24年〇〇月〇〇日
福 島 県
福 島 県 立 医 科 大 学

甲状腺検査 A2判定結果の追加説明のお知らせ

甲状腺検査の検査結果につきましては、すでにお知らせしているとおりです。

なお、前回のA2判定の結果通知では、A2判定においては、小さな結節（けっせつ、しこりのこと。）であるの、嚢胞（のうほう、液体の入った袋のようなもの。）であるのかが、分けた説明となっておりますので、今回改めて下記のとおり結果についてご説明いたします。

結果については、裏面の解説をご覧ください。

記

前回の結果通知

小さな結節（しこり）や嚢胞（液体が入っている袋のようなもの）がありますが、二次検査の必要はありません。



今回の追加説明

- (A2) ① 小さな(5.0mm以下)の結節(しこり)を認めましたが、二次検査の必要はありません。
- ② 20.0mm以下の嚢胞(液体の入っている袋のようなもの)を認めましたが、二次検査の必要はありません。
- ③ 小さな(5.0mm以下)の結節(しこり)と、20.0mm以下の嚢胞(液体の入っている袋のようなもの)の両者を認めましたが、二次検査の必要はありません。

※ (A2) ①、②、③のうち、いずれかを記載

※ 本紙を三つ折りにして窓開き封筒にて郵送

甲状腺検査の結果についての説明

(A2) 判定には以下のものが含まれます。

- ①小さな(5.0mm以下)の結節(しこり)
- ②20.0mm以下の嚢胞(液体の入った袋のようなもの)
- ③上記の両者を認めるもの

①小さな(5.0mm以下)の結節(しこり)

5.0mm以下の結節は非常に小さく、また、長期の経過観察でも増大することは非常にまれであることが分かっています。このことから現在の診断基準から二次検査の必要はございません。次回(※)の甲状腺検査を受けていただくことで十分と考えます。

②20.0mm以下の嚢胞(液体の入った袋のようなもの)

嚢胞は液体の入った袋のようなものであり、多くの人に認めます。非常に大きな嚢胞の場合、のどに圧迫感を感じることもあり、中の液体を抜く場合がありますが、今回の検査においては20.0mm以下の嚢胞ですので、そのような処置や二次検査の必要はございません。次回(※)の甲状腺検査を受けていただくことで十分と考えます。

③上記の両者を認めるもの

小さな結節(しこり)と嚢胞(液体の入った袋のようなもの)の両者を認めますが、上記①②の説明とおり、二次検査の必要はございません。次回(※)の甲状腺検査を受けていただくことで十分と考えます。

※ 甲状腺検査は今後、平成26年4月以降、20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに継続して検査を行い、長期的に皆様の健康を見守ってまいります。

なお、今回の検査結果について万が一、甲状腺(のど)の部分が急速に大きくなったりした場合には、甲状腺検査の結果についての説明に記載されている連絡先までお問い合わせください。

《甲状腺検査に関するお問い合わせ先》
福島県立医科大学
放射線医学県民健康管理センター
024-549-5130
(9:00~17:00 土日祝日を除く)

